

## 令和3年度 第2回京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会会議録

- 1 開催日時 令和3年12月24日（金）午後3時00分～午後4時25分
- 2 開催場所 京丹後市峰山総合福祉センター 2階 コミュニティホール
- 3 出席者 齊藤治人委員、中山美穂委員、家谷美穂子委員、稲生弘美委員、  
上田幸男委員、高橋知恵子委員、川戸剛委員、平岡まち子委員、  
梅田豊子委員、芝野和之委員、藤原晃史委員、櫛田恵里子委員  
※欠席3人（野村拓也委員、山形元子委員、石塚寿幸委員）
- 4 協議事項 ①第4次京丹後市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について  
②第3次京丹後市健康増進計画（案）について  
③健康と福祉のまちづくりに関する答申について  
④その他
- 5 公開又は非公開の別 公開
- 6 傍聴人の人数 なし

### 7 要旨

#### ●事務局（小谷部長）

皆様の定刻となりましたので、ただいまから第2回健康と福祉のまちづくり審議会を開会いたします。

皆様におかれましては、ご多忙の中、部会に引き続きまして、第2回京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

本日審議会の司会を担当させていただきます、健康長寿福祉部部長の小谷と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは次第に沿いまして、川戸会長よりご挨拶をいただきます。よろしくお願いいたします。

#### ●川戸会長

失礼いたします。

皆さん、本当にご苦労様です。私たちは6月2日に審議会委員の委嘱を受けまして、それぞれ地域福祉部会、健康づくり推進部会に分かれて回数を重ねて審議をしていただきました。師走に入りまして最終的な答申に向けて第2回目の審議会ということになりますが、それぞれの部会の中での意見も含めまして、部会では一応ご了承をいただいたのかなというふうには思いますが、本審議会が最終の審議会ということになりますので、どうか双方の部会の報告の中で、ご意見があるようでしたらこの場でお出しただけならばと思いますので、よろしくお願いいたします。

#### ●事務局（小谷部長）

ありがとうございました。

本日の審議会でありましたが、出席委員12名、欠席委員3名となっております。従いまして、京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会条例第2条第2項の規定において、委員定数の半数以上の出席となっておりますので、本会議は成立していることを報告させていただきます。

それでは 会議に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。それぞれの部会において、第4次京丹後市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）、それと、第3次の京丹後市健康増進計画（案）を配布させていただいておりますが、お手元にご準備ください。よろしいでしょうか。

それではここより、会長へ議事の進行をお渡しいたします。よろしくお願いいたします。

●川戸会長

それでは議事に入ります前に、本日の審議会におきます議事録署名委員を決めさせていただきたいと思っております。こちらから指名させていただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

●川戸会長

異議なしの声がありますので、こちらから指名をさせていただきます。

議事録署名委員として 健康づくり推進部会の中山美穂委員、よろしくお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

それでは議題に入ります。まずは1点目。第4次京丹後市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）について、地域福祉部会長より報告をお願いします。よろしくお願ひします。

●地域福祉部会長

失礼します。

それでは、第4次京丹後市地域福祉計画の策定につきまして、地域福祉部会から報告させていただきます。

部会の開催につきましては、本年6月2日の京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会終了後、第1回目の部会を開催いたしました。事務局から計画の概要や令和2年度に実施した地域福祉に関するアンケート調査の結果報告、そして策定スケジュール等につきまして説明を受け、以後9月30日、11月25日、そして本日12月24日と計4回の部会を開催しました。

本日提案させていただいております第4次京丹後市地域福祉計画は、地域が元気に輝く市民主体のまちづくりには、地域力を高めることが必要であると考え、地域や福祉に関する意識を高める人づくり、地域活動や福祉活動を行うための仕組みづくり、活動を通じて人々がつながる場づくり、誰もが生涯現役で活躍できる環境づくりを基本目標としました。

制度を分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民が主体的に我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、まるごとつながることで地域力を高め合い、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく地域共生社会の実現を目指します。

本計画は福祉分野の最上位計画として福祉関連の計画を包含するとともに、市総合計画の福祉分野の施策の実現、さら百才活力社会、SDGsの視点も取り入れ審議を行いました。

また、地域福祉計画の具体的な行動内容を定める京丹後市社会福祉協議会の地域福祉活動計画とは密接不可分の関係にあることから一体的に策定することとして審議して参りました。

具体的な内容につきましては、担当課長より報告をさせていただきます。

以上です。

●川戸会長

課長よろしくお願ひします。

## ●生活福祉課長

それでは、部会長に引き続きまして、内容についてご説明をさせていただきます。計画案をご覧ください。

まず2ページ目でございます。計画の位置づけということで、先ほどありましたとおり、総合計画に掲げる地域福祉施策の最上位計画として位置付けられておりました、基本構想に掲げる将来像を実現するため、社会福祉法第107条に規定されている5つの事項を策定する計画でございます。

続きまして3ページ目をご覧ください。計画の位置づけとしまして、先ほど言いましたとおり、京丹後市総合計画の施策の実現に向けて、京丹後市地域福祉計画を策定するものでございます。合わせて先ほど部会長からも報告がありました京丹後市地域福祉活動計画、社協さんの策定する地域福祉活動計画と合わせて今回は作成させていただいております。基本理念等につきましては、あとでご説明させていただきます。あと整合性ということで図が書かれているんですけども、京丹後市にあります京丹後市健康増進計画、京丹後市子ども子育て支援事業計画、京丹後市障害者計画、障害福祉計画、京丹後市高齢者保健福祉計画、京丹後市成年後見制度利用促進計画、これらの計画と整合性を取って作られているものでございます。また、京都府の地域福祉支援計画と連携をとりながら作っていくものでございます。

4ページ目をご覧ください。計画の期間としまして、令和4年度から令和8年度までの5か年として必要に応じて見直す計画でございます。

続きまして5ページ目をご覧ください。5ページ目からは国や府の動向ということで記載をさせていただきます。

6ページ目にありますとおり、地域福祉計画の充実についてということで、地域福祉計画の法令の基本的な位置づけということで、ここで記載をさせていただいております。先ほど説明させていただきました社会福祉法第107条の関係をここで記載をしているということでございます。

続きまして7ページ目をご覧ください。社会福祉法の関係ということにもなるんですけども、重層的支援体制整備事業の創設についてということで、ここに記載をさせていただいております。

まず重層的支援体制整備事業というのはどういうものかということなんですけれども、重層的支援体制整備事業につきましては、生活課題を抱える住民を支援する体制や住民が地域福祉を推進するために必要な環境、一体的かつ重層的に支援することができるよう福祉分野に関連する法律に基づき、一体的に実施する事業となっております。高齢者福祉や障害者福祉、児童福祉、生活困窮者自立支援等の制度ごとに分かれている相談支援などの関連事業について、財政支援を一体的に実施していくことされていますということで、令和2年度の社会福祉法の改正の中で謳われた事業でございます。いわゆるその地域福祉を実現するための手段としての事業、整備事業となっております。それを今回ここに新たに記載させていただいているということでございます。

8ページ目には、京都府地域福祉支援計画ということで記載しております。これにつきましては、令和元年度から令和5年度までの5か年を京都府が計画を作っておりまして、この支援計画の取り組みの方向性としましては、地域において包括的に相談支援できる仕組みの推進、地域で支え合うための人材、様々な地域福祉課題に対する取り組み、人にやさしいまちづくり、災害にも強い地域福祉ということで支援計画が作られているんですけども、これとの連携といいますか、この方向性と京丹後市の地域福祉計画と合わせながら今回は作成させていただいたということでございます。

続きまして9ページ目から11ページ目までが、今回地域福祉計画を作成するにあたる法改正などの関連法令等について記載をさせていただいております。1番としましては、生活困窮者自立支援法から9の持続可能な開発目標ということでSDGsまで書かせていただいておりますし、6の計画策定における体制ということで、この審議会への諮問、合わせて京丹後市社会福祉協議

会との役割分担のこともここに書かせていただいております。

12 ページ目からが本市を取り巻く環境ということで、書かせていただいております。ここでは各統計から見た人口構成等の状況等を書いております。

まず令和2年の高齢化、国勢調査が出たということで、ここに書かせていただいております。当然高齢化の数字をここで、高齢化が推移しているということをここで記載をさせていただきます。

次 13 ページ目でございます。高齢者世帯の推移ということで、世帯数そのものは伸びてない、逆に減ってる状況ではあるんですけども、元々のパイが減っている中でこういう状況になっているということでございますし、あと 14 ページ目でございます。認知症高齢者の推移であるとか要支援 要介護の認定者数の推移ということで、介護サービス等やこういった支援が必要な方々の推移ということで書かせていただいております。

続きまして 15 ページに (3) ということで、少子化の状況ということで書いております。また 16 ページには、障害のある人の状況、成年後見制度の利用状況、18 ページ目には生活保護の状況ということで、今の現在の状況ということで、ここまでで記載をしているということになります。

19 ページ目からは、アンケート調査と福祉のまちづくり懇談会からみた分析ということでデータ分析のところでございます。まず 19 ページでございますが、アンケート調査を令和2年度に実施しております。ここでは 2,000 人を対象にアンケート調査を行いました。返ってきたのが 1,040 通、回収率は 52%でした。この返ってきたアンケート調査を元に、今回、計画の方向性と内容についても検討しているということになりますし、また②としまして、福祉のまちづくり懇談会の開催ということで社協が行っている地域の懇談会をここでやっているということと、オープンミーティングについても開催をしているということでございます。これらの懇談会やオープンミーティングで聞きました意見を含めて分析をしているということになります。20 ページの中に分析から見える地域の現状ということで書かせていただいております。

まず誰もが安心して暮らせる生活環境についてということでの現状、現状を踏まえての活動推進のポイントをここで記載をさせてもらっています。

続きまして 21 ページ目でございます。地域社会に対する意識ということで、現状と活動推進のポイントということで書いております。おおまかに言いますと 20 年前と比較しまして、高齢者だけの世帯は約 2 倍となっている中で地域の関心が薄れてきている、地域の理解や支え合い、助け合いの大切さについての理解が進んでいない状況が見られるということになっております。アンケート結果を見ますと、近所を中心とした助け合いや付き合いを大切にしたいという方の割合が減っていたり、時間に余裕のある人や、やる気のある人が地域にかかわる方がよいという、他人任せというような意見が増えてきているということになっております。

続きまして 23 ページをご覧ください。地域を支える担い手ということでございます。現状としまして、ボランティアの参加状況等を書かせてもらってんですけども、現状としまして、以前は参加したことがあるが現在は参加していないという方も増えておりますし、全く参加したことないが、今後参加したいという考え方の方は減っている。逆に、まったく参加したことはなく、今後も参加したいとは思わないという方も増えていたりということになってございまして、当然こういったことを含めて、今後参加したいという方を増やしていく必要があるということでございます。

そこで 25 ページ目でございます。活動推進のポイントということで書かせていただいているんですけども、地域を支える人づくりであるとか、ボランティアの入口を支援、ボランティアに入るための支援をいかに今後していかなきゃいけないかということが活動のポイントということで、ここに記載をさせていただきます。

続きまして 26 ページ、生活相談に対する支援ということで現状分析を書かせていただいております。

ります。次のページを見ていただければ、27 ページ目にアンケート調査があるんですけども、生活する上で困った時の相談先という調査になっておりますが、相談先が家族が激減していたり、あと医師若しくはこういった行政という相談先が増えているということで、また知人・友人の相談先が減っている中で、つながりが希薄化してるかっていうことがここで伺えるということでございます。それを踏まえての活動推進のポイントということで、相談をつなぐ体制の充実では、更なるニーズに即した包括的な相談支援体制の更なる充実が今後必要であるというふうにまとめております。

続きまして 29 ページ目をご覧ください。生活困窮者への支援についてということで、生活困窮者になった時に受けたい支援ということで、ここで記載させていただいております。

続きまして 31 ページ目でございます。地域での助け合い、支え合い活動についてということで、現状分析になっております。今回アンケート調査では、地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために重要なことということで、こういったことが重要であるかということをお聞きさせていただいております。その中で今回新たに子どもの貧困について対策を充実とするという項目を追加させていただいております。一定これにつきましては、やはり充実していく必要があるということをおっしゃる方がおられるということがわかりました。それも今回の計画の中でも参考ということになっておりますし、活動推進のポイントということで、人と人がつながる地域づくりをいかに作っていくかということが重要であるということが、今回のポイントということになっておられます。

続きまして 33 ページ目をご覧ください。地域の防犯力についてということのアンケートでございます。防犯、事故などの対応についてということで、何かあった場合にどこに連絡するかというアンケートではあるんですけども、やはり近隣の人に連絡をするというのは、アンケートをする度に大きく減っている。ただし、市役所や児童相談所等へ連絡するということが増えているということで、やはり公的、近隣よりも公的機関というようなアンケート結果が見れるということになっております。ここで活動推進のポイントということで、地域全体で見守る仕組みを今後充実していく必要があるということで、まとめさせていただいております。

続きまして 35 ページ目でございます。地域での災害対策についてということでございます。アンケート調査では、災害に備えて各家庭で日頃からどのような備えが必要だと思いますかということでアンケートまた、災害に備えて地域で日頃からどのような備えが必要だと思いますかというようなアンケートさせていただいております。そのような中でその下の表、災害時避難行動要支援者登録制度についてということで、市が行っている災害時の避難行動要支援者登録制度を全く知らないという方が年を経ることに増えているということで、やはりこういった災害時の支援体制を行政やいろんな機関と連携してやってるんですけども、それについての周知が全然足りないということも、ここでアンケート結果に見えてきたという関係についても今回の計画の中で充実していく中で入っているということでございます。

続きまして 38 ページ目をご覧ください。高齢者・障害者の権利擁護についてということでございます。先ほど説明させていただいたとおり、高齢者等の成年後見制度につきまして、知っていることを書いてくださいということのアンケート結果になってるんですけども、そういった中で後見制度の利用については、今後必要ならば利用したいという方が半数以上おられるということで、これに対応するための制度、人員の配置であるとか体制を作っていかなければいけないということが、今後のポイントになってくるというふうに考えております。

続きまして 39 ページにその活動推進のポイントということで、成年後見サポートセンターの周知と活動の推進であるとか、権利擁護、支援に関する人材の育成については今後のポイントというふうに分析をしております。

続きまして 40 ページでございます。福祉のあり方とその推進方向についてということで記載

をしております。住み慣れた地域で安心して暮らすための大切な福祉の在り方ということで、在宅福祉を支えるサービスの充実というのが増えていますが、気軽に相談できる人、集まれる場の充実ということが減っている、また住民がお互いを支え合い、助け合いのまちづくりの推進というところも減ってるということで、やはり公的サービス等ということを求めている方が増えている中で、それと地域福祉の推進ということに対する充実に対する答えをどういうふうにしていかなきゃいけないかということが、今後の検討ということになっていると思っております。

42 ページには、地域公共交通と外出支援サービスについてということで、アンケートがありますし、43 ページ目では、地域の福祉活動についてということで、アンケートをさせていただいております。

そのような中で 44 ページ目から第 3 次計画のまとめということで記載をしております。

第 3 次計画の成果と課題ということで、基本目標ごとの成果と課題をここで記載をしております。第 3 次計画の中では基本目標 1 が支え合いの人づくりで、基本目標 2 が安心・安全な仕組みづくり、基本目標 3 がふれあいの場づくり、基本目標 4 が自立を支える環境づくりとなっております。この基本目標ごとにまとめを書かせていただいております。まず基本目標 1 支え合いの人づくりの中で課題として上がってきたのが、多様性を認め合う意識の醸成が必要、課題 2 支え合いの担い手づくりが必要、課題 3 ボランティアの入り口支援が必要ということになっております。

45 ページ目の安心・安全の仕組みづくりということで、課題として上がってきてるのが、包括的な相談支援体制の充実が必要であること、課題 5 支え合い、助け合いの機能の充実が必要であること、課題 6 地域での防犯対策や見守り体制の強化が必要、課題 7 防災と災害対策の強化が必要、課題 8 必要な福祉サービスを提供できる基盤づくりが必要となっております。

また、基本目標 3 ふれあいの場づくりということで、課題としまして新たな生活様式を取り入れた活動が必要である。課題 10 として誰もが集える場が必要というふうにまとめております。

基本目標 4 自立を支える環境づくりということで、課題としまして生涯現役のための健康づくりが必要である。課題 12 として才能を活かせる場への参加支援が必要。課題 13 としましてバリアフリーとユニバーサルデザインによる社会参加の基盤づくりが必要ということにまとめさせております。

そういった第 3 次計画の課題を踏まえて、48 ページに書かせていただいておりますけれども、第 3 次計画においては、人づくり、仕組みづくり、場所づくり、環境づくりの 4 つの基本目標を掲げて計画を推進してきておりました。様々な課題が把握できております。この間、少子高齢化であるとか高齢者世帯の増加や核家族化などの家族形態の変化、また今回は新型コロナウイルス感染症の流行など、いろんな課題が発生しております。このような中で地域の人々のつながりが希薄化しており、やはり交流が少なくなる傾向にあると感じる人が多い一方で、生活上の問題が複雑化、複合化しており、公的サービスや相談支援の充実を求められる声が多くあるということがアンケート結果から読み取れます。

このような中で、暮らしや社会構造が変化する中で、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていくことができる地域社会の実現に向けた仕組みづくりが必要であるというふうにまとめさせていただいております。

これらの第 3 次計画の成果と課題を踏まえまして、49 ページの第 4 章としまして計画の基本理念と目標ということになります。

基本理念につきましては、「ささえ愛 たすけ愛 ふれ愛のまち 京丹後」ということで第 3 次計画と同じ基本理念としています。

また、推進のための基本目標につきましては、基本目標 1 支え合う人づくり、基本目標 2 安心・

安全の仕組みづくり、基本目標3ふれあいの場づくり、基本目標4生涯現役を支える環境づくりということで、人づくり、仕組みづくり、場づくり、環境づくりということは変わってはいないんですけども、多少目標の表現を変えさせていただいているところでございます。

50 ページにはこういった計画推進のための視点ということで、(1) としまして、誰一人置き去りにしない「共生社会」の実現、(2) の百才活力社会の推進、51 ページにはSDGsの推進ということで書かせていただいております。こういった計画を推進するために、国の方針であるとか、市の方針、総合計画の方針、あと今市が重点的に活動している内容をここで書かさせていただいております、こういった視点を持ちながら第4次京丹後市地域福祉計画を推進するというふうな作りにさせていただいております。(2) の百才活力社会の推進につきましては、市長が今一番力を入れて取り組んでおるということになっておりますので、こういった視点を踏まえながら計画を推進することとなりますし、SDGsにつきましては、令和3年5月に国のSDGs未来都市に京丹後市が選定されたということで、こういった目標を踏まえながらの計画推進となりますし、今回ここで17あるんですけどSDGsには、その目標の中で関連の大きい事由の目標について取り組みを進めるということについて書かせていただいております。

具体的な計画の体系図ということで、52 ページ目に書かせていただいております。基本理念として「ささえ愛 たすけ愛 ふれ愛のまち 京丹後」、基本目標を「支え合う人づくり」「安心・安全な仕組みづくり」「ふれあいの場づくり」「生涯現役を支える環境づくり」ということで、4つの基本目標に中に取り組み方向ということで、先ほど第3次計画の中で課題として出てきたものをここで表現をさせてもらっておりまして、「支え合う人づくり」につきましては、多様な価値観を認め合う活動の推進、具体的な取り組みとしまして人権尊重の意識の醸成、福祉教育の推進、次の世代を支える人づくりの促進、取り組みの方向性の2番、地域福祉活動推進の担い手の育成と支援ということで、民生委員児童委員活動の支援と充実、福祉委員の育成と活動の充実ということで、具体的な取り組みということで書かせていただいております。3番目としまして、市民活動の育成と支援ということで、ボランティアの育成と支援、NPO団体や新たな市民活動者の育成と支援、地域活動への参加の促進ということで、具体的な取り組みを書かせていただいておりますし、「安心・安全な仕組みづくり」につきましては、包括的な支援体制の強化ということで、具体的な取り組みとしまして、情報提供体制の充実、福祉サービスの適切な利用の支援、他機関協働による相談支援体制の強化、生活困窮者等の自立支援体制の強化、子どもの貧困対策の推進、権利擁護、支援の推進・充実、福祉従事者の資質向上と人材確保のための連携となっております。

(2) としました支え合いの体制づくりの機能と充実ということで、地域福祉推進組織の育成支援、地域における見守り活動の充実、防犯・交通安全の取り組みの強化、ボランティアセンター機能の充実、地域防災力の強化となっております。

続きまして、「ふれあいの場づくり」の取り組みの方向性として、活動拠点の確保・創出で、具体的な取り組みとして、ふれあいの場づくりの推進、未利用施設などの活用、市民主体の交流の場づくりの支援ということで、具体的な取り組みとして、場所づくりの支援、世代間交流の場づくりの促進となっております。

また、基本目標4番目の「生涯現役を支える環境づくり」の取り組みの方向性として、健康づくりの推進ということで、具体的な取り組みとして、生涯を通じた健康づくりと介護予防の促進、次世代の健康づくりと食育の推進としておりますし、社会参加しやすい環境づくりの推進ということの具体的な取り組みとして、社会参加のための手段と確保、バリアフリーとユニバーサルデザインのまちづくりの推進、就労と生きがいづくりの創出としております。

53 ページ目をご覧ください。ここには先ほどご説明させていただきました重層的支援体制整備事業の導入に向けた検討ということで記載をしております。これにつきましては、第4次計画の期間中に重層的支援体制整備事業の導入の検討を行うということを書かせていただいております。

54 ページ目からということで、第5章としまして、目標達成のための取り組みの方向ということで、先ほど説明させていただきました基本目標ごとに記載をしております。詳しい内容の説明は省かしていただきますけれども、基本目標ごとに取り組みの方向、先ほど説明した内容を書かしてもらって、目標値があれば、その下に書かしていただいておりますし、取り組みの方向性を書いた中で、具体的な取り組みを書かしていただいております。事業を進めていく上でそれぞれの取り組むことということで、市民がやっていただきたいこと、社協が取り組むこと、市が取り組むことというような感じでまとめさせていただいたということでございます。関連する市の事業ということで、こういった事業を行っていくということで記載し、全てのことをこういった考え方でまとめております。

各々の説明は省略しますが、このようなまとめ方をしております。

### ●社協福祉課長

今回、社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体化をしたということは最初に生活福祉課長の方から説明をさせていただきましたので、社協からは、お手元にA3版の追加資料として渡させていただいた資料により説明を行います。資料を見ていただき、左側に第3次の社会福祉協議会が立てている地域福祉活動計画のことが書いてあります。右側に説明のあった市の地域福祉計画と一体化した計画が書いてあるということで比較を見ていただけたらと思うんですけども、基本目標の人づくり、仕組みづくり、場づくり、環境づくりというのは、活動計画の方も市の計画と連携して整合性を測ってまちづくりを進めるという視点で策定していましたので、全くここについては、市の計画と同じ考え方で進めておりましたので、第4次計画に移る際にも大きな支障がないと言いますか、大きな変化がないと言いますか、大きな問題なく一体化できるというのが見ていただきたいくて、この表を作らせてもらっております。

裏面を見ていただきますでしょうか。これは基本目標ごとの活動項目を書かせてもらっています。第4次計画では具体的な取り組みという表現になっておりますが、第3次計画でやっている社協の地域福祉活動計画が第4次計画でどのようになっていくかと言いますと、第3次計画の基本目標の1の定年後世代の学びの場づくりと活動支援というのが今度は基本目標4の方に移ってくる。また、現在の基本目標4の福祉教育の推進というものが、第4次では基本目標1の福祉教育の推進という部分に入っていくということで、混乱をするような作りにはならないというようなことをご理解いただけるかと思えます。また、第4次の地域福祉計画の方に活動目標ごとに書いております具体的な取り組みの中で星印がついている項目は、第3次にはない新しい取り組みになっていたりとか、特に充実や強化されるような内容になってるということで、社協の地域福祉活動計画から見て、第4次はこれほど充実する内容に変わっていくんだというのを簡単に見ていただきたいくて作らせていただきました。これを踏まえた上で第5章の方の説明をさせていただきますと思います。

それでは 55 ページをお開きください。こちらは第5章の基本目標1 支え合う人づくりの中の取り組みの方向性の1つ目、多様な価値観を認め合う活動の推進の中の具体的な取り組みです。こちらは、この後も同じようになっておりますが、市民はというふうな表現をしておりますが、この市民は京丹後市で暮らしている住民だけではなく、この京丹後市に通って仕事をされている方、事業者などを含めて市民というふうな表現をしております。

事業を進めていく上でそれぞれの取り組みの中身をご説明させていただきます。まず市民の皆さんは、今回の資料でいきますところの 20 ページも見ていただきますとわかりますように課題として、多様性を認め合う意識の醸成というものが必要だというものが導き出されておりますので、市民としては、年齢、性別、国籍、障害のあるなしなどに関わらず、全ての人が活動に参加をすることを受け入れ、そして皆さんも参加をし、学習会などを地域では実施していくんだとい



うようなことを市民の役割としています。社会福祉協議会につきましては、全ての人が活動の参加ができるように福祉に関する情報や活動についての周知をする活動していきます。また、人権学習や福祉学習に対して出前講座や講師の派遣などを行うことで協力をしていこうというふうに思っております。

社協の方の活動計画に関する部分についてのみ説明を続けさせていただきます。

次 56 ページになります。こちらにつきましては 23 ページ、25 ページにあります担い手不足、誰もが担い手になれるように工夫することが必要だということで、市民の皆さんにつきましては、まず民生児童委員や福祉委員の活動の理解を高めていってほしいということ、社協としましては、誰もが担い手になれるようにということで、役割ついてまずは分かりやすく伝えて、誰もが担い手になれるんだというような意識を作っていきたいとふうに思っております。また、活動が進んでいくような情報や事例の提供、研修会をしたり連携したりするような支援をしていくということを社協の役割と考えております。

(3) 市民活動の育成と支援の部分につきましては、25 ページの活動のポイントでも分かりませんが、ボランティア活動の入り口支援が必要だということで、まず市民の皆さんにつきましては、まずはボランティアに積極的に参加する。そして養成講座などがあれば積極的に参加する。またサロン活動や見守り活動にも積極的に参加をするという役割を取り組んでいただきたい。また、社会福祉協議会につきましては、地域でどのようなことが起きているのかという地域の課題や生活課題などの情報をホームページ等に記載して情報を提供していく。またオープンミーティングで非常に意見がたくさん出たことになっていきますが、市民の皆さんが福祉活動を企画立案していく。そういう実施に向けて協力者をつないで行く機会を作ってほしいと意見が出ましたので、社協の役割として新たに加えております。また、ボランティアさんが非常に少なくなってきたということもありますので、ボランティア活動に個人でも参加ができるような支援をしていきたいと思っております。

基本目標 2 の方に入らせていただきます。60 ページの包括的な支援体制の強化です。まず困った時には家族の次に知人・友人に相談しているというアンケート結果が出ております。市民が 1 番に困りごとを受け止める立場・役割ということで、まずは相談を受けたら専門のところに市民をつないでいきます。社協としましては、その受けた相談を引き継いで支援を実施していくということを役割としています。特に 30 ページにありますような包括的な支援体制を充実するということがポイントになっておりますので、そのような組織体制、受付の体制を整備していきたいと思っております。また、福祉のあり方として、福祉サービスの充実を求めているという結果が出ていますが、現実には人材不足というような課題がありますので、福祉人材や人権擁護に関わる人材の育成に対する協力をしていきたいと考えております。

63 ページです。支え合いの体制づくりと機能の充実の部分です。34 ページにあります地域全体で見守る仕組みってというのがポイントとなることが分かっております。そこで自治組織の役割、福祉委員を中心とした地域福祉推進組織による活動を推進していくことが今後のポイントとなるというふうに考え、市民の役割としては持続可能な地域の組織づくりを行っていく、またその自治組織の構成員には、女性や壮年期の地域住民が参画しやすいような仕組みを作っていくということを今回新たに付け加えております。また、社会福祉協議会としましては、地域福祉の推進組織というものを設置しながら、自治組織が生活課題を解決するために情報の共有化ができるような仕組みづくりを支援していきたいというふうに考えています。

64 ページです。ボランティアの参加という意識が非常に低くなっているというアンケートが出ておりますが、ボランティアセンターの機能の強化し、地域の課題や福祉課題に対応できるようなボランティアを養成し、活動調整を行っていくような機能の強化をしていきたいというふうに思っております。

次に基本目標3の66ページになります。活動拠点の確保と創出というところで、市民の皆さんにつきましては、活動拠点になるような資源について情報提供を行っていただきたい、社会福祉協議会は、そういう資源の活用に係る検討の場を作っていきたいというふうに思っています。

67ページは、市民の皆さんは居場所づくりの支援ということで、特にこれまで行っているサロン活動などの実施を行っていきます。その時には、年齢、性別、国籍、障害のあるなしに関わらず、誰もが参加できるような工夫をしながら場作りをしていき、参加がしにくい方への参加支援を行っていくということを市民の役割として書いております。社会福祉協議会としては、そのような場づくりの担い手の育成、活動支援、相談支援、活動事例の共有する場を作りたいと思っています。

基本目標4につきましては、69ページです。まず健康づくり。こちらについて市民の皆さんは、個人活動として色々な健康に関する活動に積極的に参加をし、また、地域では推進役としての活動もすることに取り組んでいただきたいと思います。社会福祉協議会としては、健康推進のための相談窓口の充実、それから活動の啓発、それからそのような介護予防の活動の提案と活動の支援をしていきたいと思っています。

71ページです。社会参加しやすい環境づくりとしまして、特に25ページでありますようにボランティア支援ということで入口支援、現在ボランティア活動をしている人は自分を生かす場、ボランティア活動は自分を生かす場というふうに考えているという結果が出ておりますので、まず自分が興味を持ち、楽しみながら自分の暮らしを良くする学びを深め、次に地域の活動に生かしてほしいという考えから、市民の皆さんには、まず自分らしさを生かすような、磨くような挑戦をしていくような取り組みをしてほしいと思っています。社会福祉協議会としましては、そのような自分磨きのための研修だとか、講座、イベントを通して社会参加のきっかけづくりをしていき、誰もが才能を生かせる場を作っていくことをしたいというふうに思っております。

地域福祉活動計画という部分での関わる文中の説明は以上です。

#### ●生活福祉課長

73ページには、第6章としまして計画の推進に向けたということで、推進体制等を記載しております。

75ページからは用語解説ということで、この計画の中に出てくる用語のまとめを書かせていただいています。

以上でございます。

#### ●川戸会長

ありがとうございました。

続いて、第3次京丹後市健康増進計画（案）につきまして、健康づくり推進部会からの報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

#### ●健康づくり推進部会長

着座にて失礼します。健康づくり推進部会から第3次京丹後市健康増進計画について、部会報告をさせていただきます。

令和3年6月2日に京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会の委員に委嘱され、審議会終了後、第1回の部会を開催しました。事務局からは策定方針や計画期間、策定スケジュール、計画策定のためのアンケート調査結果等についての説明を受けました。以降10月19日、11月24日、そして本日12月24日の部会を含めて計4回の部会を開催してきました。

当部会では、前計画にあたります第2次京丹後市健康増進計画についての進捗状況の評価や現

状の課題等の整理を行い、新たに第3次の健康増進計画を策定する審議を進めてきました。

本日提案させていただきます第3次京丹後市健康増進計画は、前計画の基本理念を継承し、各ライフステージで身につけた生活習慣や健康づくりの取り組みを次世代につなげ、家庭や地域で支えあい、個人、家族、地域、団体、行政が互いに連携して健康づくり、食育を推進していくこととしています。また、4つの基本方針に、現状から見えてくる健康課題を踏まえ、介護予防でフレイル対策、歩いて伸ばそう健康寿命、次世代の健康づくりと食育を重点的な取り組みとして推進していきます。

本計画は、国や京都府の計画と整合性を図りながら、京丹後市の保健の動向を評価し、課題を踏まえて審議を行いました。

具体的な内容につきましては、担当課長から報告させていただきます。

#### ●川戸会長

それでは、健康推進課長、よろしく申し上げます。

#### ●健康推進課長

それでは、部会長の報告に引き続き、第3次京丹後市健康増進計画（案）につきまして、報告をさせていただきます。お手元の計画（案）をご覧ください。

まず2ページになります。計画の策定にあたりまして、諮問書にも記載していますように、わが国は世界有数の長寿国ですが、生活習慣病の増加や要介護高齢者の増加が深刻な問題となっており、健康寿命を延伸するための予防に努め、生活の質の向上を図ることを大切にしなければならないといった背景がございます。

これらの状況をふまえ、本市では、平成28年に食育の推進を内包いたしました第2次京丹後市健康増進計画を策定し、計画に基づく市民の健康づくりと生涯にわたる食育を推進してきたところでございます。

3ページをご覧ください。

今回策定いたします第3次健康増進計画は、現計画と同様に食育推進計画を内包したものとし、計画の期間を令和4年度から8年度までの5年間としておりますが、社会情勢の変化や国・府の動向を踏まえ、必要に応じて見直すこととしています。

なお、健康増進計画は健康増進法におきまして、市町村は努力義務として策定が位置付けられ、食育推進計画につきましても同様に食育基本法におきまして努力義務として位置付けられていますが、食育推進計画は健康増進に関連する施策等が多いことから、健康増進計画に内包して策定するものでございます。

計画の策定にあたり、令和2年度に市民の健康や運動、生活習慣等に係る状況を把握するため、アンケート調査を実施しております。

また、同時期には小学校の5年生と中学校の2年生を対象に、健康・食育の現状を把握するため、アンケート調査を実施をいたしております。

第3次計画の構成につきましては、現計画を踏襲し、全体を総論と各論に分けた構成としております。

総論では、第1章を計画策定にあたって、第2章を市民の健康を取り巻く状況、第3章を前計画最終評価とする3章で組み立て、各論では、第1章を計画の基本的な考え方、第2章を重点的な取り組み、第3章をこころとからだの健康づくり、第4章をライフステージ別の取り組み、第5章を計画の推進体制とする5章で組み立てています。

第3次計画には、本市が令和3年5月に国のSDGs未来都市に選定されたことを受け、新たに健康増進・食育推進のために本計画で取り組むべくSDGsの視点を取り入れることとし、後

ほどご覧いただきますけれども、各論の8つの分野別取組にそれぞれ関連するアイコンを表記をさせていただきます。

それでは、まず総論につきまして、健康づくり推進部会におきまして、アンケート集計結果の分析とともに、各種統計資料のデータ、健康推進課が実施しています事業の現状等について報告をさせていただきます。

これらのデータや数字等から見えてくる課題、また、前計画最終評価につきまして、主な特徴を申し上げたいと思います。

それでは、計画（案）54ページをご覧ください。

まず市民の健康を取り巻く状況につきましては、少子高齢化が進行し、出生数は平成2年と比較すると半減しております。高齢化率は37.9%と全国を上回り、要支援1、要支援2、要介護1等の軽度の要介護認定者数が増加しております。

平均寿命と健康寿命の差、いわゆる不健康な期間につきましては、男性で1.5年、女性で3.4年となっており、京都府よりも短くなっています。また、本市の人口10万人あたりの百寿者率は210.6であり、全国の64.9と比較し3.2倍となっております。

また、特定健診の結果から、高血圧症、脂質異常症の方が多く、総医療費に占める割合も生活習慣病が多くなっています。一人あたりの医療費の推移も全国・京都府が減少傾向にある中、本市では増加傾向にあります。

歯科健診の結果から、乳幼児のむし歯有病者率は年々減少しておりますけれども、中学1年生のむし歯保有状況は全国・京都府と比較し高い状況となっております。

前後して申し訳ありませんが、ページ数を19ページにお戻りをください。

ここでは前計画最終評価として、8つの分野で107項目の数値目標に対して、アンケート調査や各種統計等から評価を行っております。

評価の判定基準は、A評価は数値目標を達成している、B評価は達成していないが計画策定時から改善している、C評価は計画策定時よりも悪化しているの3段階としております。

A評価は全体で23項目、21.5%、B評価は14項目、13.1%、C評価は70項目、65.4%という結果となっております。

2つ目の歯と口腔では、自分の歯を有する人の増加や定期的な歯科健診の受診者の増加など、半数以上の項目でAまたはB評価が占めている分野もありますが、他の分野ではC評価が多い状況となっております。

なかでも、3項目の身体活動・運動では日常生活における歩数の減少や地域活動の減少、4項目目のこころの健康では睡眠による休養が取れていない、寝るために飲酒する人が増加、7項目目の生活習慣病では健康診査やがん検診の受診率が減少するなどの現状となっております。

すでに報道等でご存知かと思いますが、全国的に新たにがんと診断された人が減少したということにつきまして、コロナ禍で検診や受診を控える人が増えた影響と見られておりまして、今後がんの発見が遅れ進行した状態で見つかる人が増えると懸念されております。

部会におきましては、すべてをコロナにはしてはいけませんが、どの項目もコロナが影を落としているんじゃないか、また、アフターコロナを見据え、現計画の目標項目を次期の計画にも継続して取り組むことが市民の健康づくりにつながるのではといったご意見をいただいております。

それではすみません。再度54ページにお戻りをください。

これらのことを踏まえまして、第3次計画に向けての課題や今後取り組むべく方向性につきまして、54ページの1番下に記載をしております。まず1つ目が健康長寿実現のため高齢者のフレイル予防が重要、2つ目が若い世代への健康づくりに対する働きかけが重要、3つ目が早期からの生活習慣病対策が重要とする3項目を第3次計画の重点的な取り組みとしております。

続きまして、各論をご覧ください。55ページからになります。

先ほども説明いたしましたように、各分野の多くの数値目標が達成できていない状況にあることから、国の健康日本 21 や京都府のきょうと健やか 21 及び本市の総合計画の目標値と整合性を図る中で、現計画を第 3 次計画に引き継ぐこととしてご検討をいただきました。

基本理念の「みんなでひろげよう健康づくり・食育の「環」「和」「輪」～誰もが輝く健やかなまちを目指して～」をはじめ、基本方針の 4 項目、重点的な取り組みの 3 項目につきまして、それぞれ現計画を継承することとしております。

基本理念の、1 つ目の「環」は世代を超えてつなぎ傳承する、2 つ目の「和」は分かち合い、支え合う地域・家庭をつくる、3 つ目の「輪」は家庭、地域、団体、行政が連携して推進していくことを意味し、大切にしたい理念であると考えております。

続きまして 57 ページをご覧ください。

基本方針といたしまして、1 つ目、健康寿命の延伸を目指す、2 つ目、生涯を通じた健康づくりに取り組む、3 つ目、一次予防を重視した健康づくりの推進、4 つ目、市民が主体的に取り組める環境整備と体制づくりの推進の 4 項目を基本的な考え方として挙げております。

続きまして 59 ページをご覧ください。

ここでは、第 3 次計画の全体像を表記させていただいております。

60 ページをご覧ください。

先ほど、第 2 次計画における課題や今後取り組むべき方向性として 3 項目の重点的な取り組みを報告させていただきましたが、それぞれに対応する取り組みとして、1 つ目に介護予防でフレイル対策、2 つ目に歩いて延ばそう健康寿命、3 つ目に次世代の健康づくりと食育を、それぞれ内容を示す図表とともに掲載をさせていただいております。

それでは 63 ページをご覧ください。

ここからは、健康づくり・食育を推進していくための 8 つの分野について、施策の方向と数値目標を記載しております。

各分野の数値目標には、第 2 次計画の評価と課題をもとに、重点項目を設定しております。

なお、目標値の設定に係る根拠資料につきましては、各表の下段に記載をしておりますけれども、現状値以上または現状値以下としています項目は、国や京都府の計画等に設定がないものですとか、または目標値を達成しているが更に推進する項目としているため、計画策定時の現状値から改善を目指すものとして表記をしております。

1 つ目の栄養・食生活の分野では、施策の方向を 1 食に関する知識の普及、2 地域健康づくりの推進として、7 つの数値目標を掲げています。

肥満割合や食生活の改善意識など、生活意識に関する項目に課題があることから、2 項目を重点項目としております。

続きまして 65 ページをご覧ください。

2 つ目の歯と口腔では、施策の方向を、1 定期健診の受診の啓発、2 口腔ケアに関する普及啓発、3 食と歯みがきに関する知識の普及として、7 項目の数値目標を掲げています。

高齢者のフレイル予防には、咀嚼する力や嚥下する力を持続することが大変重要であり、口腔衛生を保つことが課題となることから、3 項目を重点項目としております。

なお、新たな項目として妊婦歯科健診受診率を設定しております。

続きまして 67 ページをご覧ください。

身体活動・運動の分野では、施策の方向を、1 体験活動等を通じた運動習慣づくり、2 運動習慣を身につけるための啓発、3 地域団体の活動等に関する情報提供、4 地域と連携した運動の普及啓発として、6 項目の数値目標を掲げています。

適度な運動や身体活動は、どのライフステージにおいても生き生きと生活するために重要であり、ここからだの健康のためにも社会教育分野や地域団体等との連携が課題となることから、

3項目を重点項目としております。

なお、新たな項目といたしまして、介護予防体操取り組み地区数を設定しております。

続きまして70ページをご覧ください。

こころの健康の分野では、施策の方向を、1相談事業等の情報の提供、2こころの健康の保持増進、3地域でのふれあいや仲間づくりの場の充実、4関係機関との連携・相談体制の強化、5自殺予防対策の推進として、7項目の数値目標を掲げています。

日常生活でストレスを感じても相談していない人が多いことから、積極的にゲートキーパーの養成に取り組み、気づきや相談しやすい環境の整備を図ることが課題であることから、2項目を重点項目としております。

続きまして73ページをご覧ください。

たばこの分野では、施策の方向を、1たばこの害に関する知識の普及、2禁煙するための相談や情報提供、3受動喫煙の防止とし、3項目の数値目標を掲げております。

男性喫煙者は減少しておりますが、女性の喫煙者が増加傾向にあるため、健康への影響などについて具体的に情報提供することにより禁煙に対する関心を高めることが課題であり、1つの項目を重点項目としております。

なお、新たな項目といたしまして、喫煙が及ぼす健康影響について知っている人の増加に、慢性閉塞性肺疾患、COPDを新たに設定いたしております。

続きまして75ページをご覧ください。

アルコールの分野では、施策の方向を、1飲酒に関する知識の普及、2未成年者の飲酒防止の啓発とし、2項目の数値目標を掲げております。

男性の多量飲酒は減少傾向ですが、女性は増加傾向にありますので、健康のためにアルコールと上手につき合うことが課題であり、1つの項目を重点項目としております。

続きまして77ページをご覧ください。

生活習慣病の分野では、施策の方向を、1健康診査の受診勧奨・啓発、2糖尿病の発症予防・重症化予防、3循環器疾患の発症予防・重症化予防、4がんの発症予防・早期発見・早期治療とし、10項目の数値目標を掲げております。

肥満者や高血圧症・脂質異常症の方が多く、また死因別死亡の比較でも悪性新生物が最も高いため、生活習慣病の予防や病気の早期発見・早期治療につなげることが課題であり、3項目を重点項目としております。

続きまして80ページをご覧ください。

食育の推進の分野では、まず、共食・朝ごはん・食事バランスとして、施策の方向を、1家族揃った楽しい食卓を目指す、2食育の実践力を養う、3食に関する知識の普及、4食育の普及として、7項目の数値目標を掲げております。

40歳代、また50歳代で朝食を欠食する方が多く、家庭における食習慣の改善を指導することが、幼児期からの子どもの健やかな成長を促すことにつながるため、2項目を重点項目としております。

83ページをご覧ください。

地産地消・食文化といたしまして、施策の方向を、1地元で収穫される食材の積極的な活用、2食の体験を積み重ねる、3地産地消に関する知識の普及、4食文化の伝承として、4項目の数値目標を掲げています。

本市の豊かな食材を活用し、地元の生産者と交流しながら食育の実践に取り組んでいますが、郷土料理を食べる機会が減少していることから、2項目を重点項目としております。

なお、食育の推進につきましては、第2次計画では各論の第4章として別立てで挙げておりましたが、冒頭にも説明しましたとおり、健康増進に関連する施策等が多いことから、第3次計画

では他の分野と並列して記載をさせていただいております。

これら8つの分野別の取組を通じて、健康寿命を5年間で1歳延伸するため、日々の生活で意識的に体を動かす時間を10分増やそうという「+10（プラステン）」を推進することとしております。

続きまして86ページをご覧ください。

ここでは、重点的な取組み及び各分野の施策の方向をライフステージ別にまとめた内容として記載をさせていただいております。

続きまして90ページをご覧ください。

計画の推進体制として、それぞれの役割を記載し、健康づくり推進協議会及び食育推進ネットワークにおいて進捗管理を行っていただくこととしております。

最後になりますが、第3次計画について市民に周知啓発するための概要版を作成し、全戸配布する予定としておりますが、自分のステージでは何が大切か、何に取り組みたいか主体的に考えて、積極的に取り組んでいただけるような概要版にしたいと考えております。

以上、長くなりましたが、第3次京丹後市健康増進計画の案の報告とさせていただきます。

●川戸会長

ありがとうございました。

それでは、ただいまからの審議ということになります。両部会長、並びに担当課長からご説明をいただきました。まずは第4次京丹後市地域福祉計画・地域福祉活動計画につきまして、ご意見、ご質問等ありましたらよろしく願います。

●川戸会長

特にないようでしたら、続きまして第3次京丹後市健康増進計画につきましてもご意見ご質問等よろしく願います。

●川戸会長

ないようです。各部会の中でいろんなご指摘やご質問等もされてると思いますので、この辺で質疑等を終了してよろしいでしょうか。

●事務局（小谷部長）

今、説明をさせていただきましたが、答申までに最終確認をする中で誤字や脱字など、計画の内容に影響のない軽微な変更が見つかった場合には、事務局の方で訂正することについてご了承いただければと思います。

●川戸会長

ただ今事務局から説明のありました修正の件につきましても本日の提案での2つの計画の案について、ご承認をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

●川戸会長

それでは、まず第4次京丹後市地域福祉計画・地域福祉活動計画（案）につきまして、ご承認いただける方は、挙手をお願いします。

(挙手全員)

●川戸会長

挙手全員です。ありがとうございます。

続いて、第3次京丹後市健康増進計画（案）につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

●川戸会長

第4次京丹後市地域福祉計画・地域福祉活動計画及び第3次京丹後市健康増進計画（案）につきましては承認されました。

それでは、健康と福祉のまちづくりに関する答申ということで、ご承認いただいた内容で京丹後市健康と福祉のまちづくりについて答申の意見を付し、会長、副会長から市長へ答申をしたいと思います。

提案のあった内容について、なお、ご質問やご意見はございますでしょうか。

それではこの内容を、今お配りさせていただきました内容も含めまして市長の方へ答申したいと思います。

その他として委員の皆様から、また事務局の皆さんから何かございますでしょうか。

特にないようでございます。

それではこれで第2回京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会の議事を終了させていただきます。

●事務局（小谷部長）

ありがとうございました。2つの答申（案）につきまして、ご承認をいただきました。年明けにはなりますが、これからちょっとまた日程調整をしまして、会長、副会長さんから市長の方へ答申をお願いしたいと思っております。

それでは 閉会にあたりまして、副会長から挨拶をお願いいたします。

●齊藤副会長

はい。長い間、皆さん、ご苦勞様でございました。

非常に内容の濃いものとなったと思いますので、これを早いこと市長さんに届けて行きたいと思っております。本当に長い間ご苦勞様でした。

●事務局（小谷部長）

ありがとうございました。

以上をもちまして、第2回京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会を終了させていただきます。本当に半年間に渡りご審議いただきましてありがとうございました。今後ご助言等をいただきますようよろしくお願いいたします。

本日はありがとうございました。



会議録確認書

令和3年12月24日開催の令和3年度 第2回京丹後市健康と福祉のまちづくり  
審議会の会議の要旨を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年1月 日

会議録確認者

---